

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	グローバル・ボンド・ポート(Dコース)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券
4. 商品属性	
当初設定日	1998年12月10日
信託期間	無期限
クローズド期間	なし
主要投資対象	グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主にグローバル・ボンド・ポート・マザーファンド受益証券への投資を通じ、日本を除く世界主要国の公社債へ投資し、ベンチマークであるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)を上回る投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>● 投資対象国の景気・金利動向を分析し、ベンチマークと比べて、より金利低下が見込まれ、かつ償還までの期間がより長い債券を組入れることにより、ベンチマークを上回ることを目標に運用します。</li> <li>● 運用にあたっては、Asset Management One International Ltd. のアドバイスを参考とします。</li> <li>● 投資対象債券は国債を中心にMoody'sまたはS&amp;PでA格以上の格付を取得しているものに限定します。</li> <li>● 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。</li> <li>● 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、株式(株式投資信託証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</li> <li>● マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>● 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)
決算日	毎年3月20日および9月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(原則として毎年3月20日および9月20日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	<p>委託会社は、次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 一部解約により、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合</li> <li>◇ 受益者のために有利であると認めるとき</li> <li>◇ やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。</p>
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.935%(税抜年0.85%) (内訳:委託会社0.4675%(税抜0.425%)、販売会社0.4125%(税抜0.375%)、受託会社0.055%(税抜0.05%))
信託財産留保額	売却約定日の基準価額に0.2%を乗じた額
その他費用	<p>その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する諸費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用・手数料等はその都度ファンドから支払われます。</p>

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可日等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日には、受益権の取得申込み及び一部解約の実行の請求の受付を行いません。</li> <li>● 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよび既に受付けたお申込みの受付または解約の請求を取り消すことができます。</li> <li>● 確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。</li> </ul>
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。</li> <li>● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。</li> </ul>
11. 基準価額の主な 変動要因等	<p>ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。</p>
金利リスク	<p>金利の上昇(債券の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。一般に、金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。これにより投資元本を割り込むことがあります。</p>
信用リスク	<p>信用リスクとは、公社債、コマーシャルペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。</p>
為替リスク	<p>為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。</p> <p>また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。</p>
その他の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。</li> <li>● 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。</li> </ul>
12. セーフティー ネットの有無	<p>投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。</p>
13. 持分の計算方法	<p>解約価額(= 基準価額 - 信託財産留保額) × 保有口数</p> <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	<p>アセットマネジメントOne株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)</p>
15. 受託会社	<p>みずほ信託銀行株式会社(ファンドの信託財産の保管、管理業務を行います。)</p> <p>(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)</p>

## (運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2020.7)